○松山市特定ホテル建築規制条例

平成２７年７月６日

条例第３５号

改正　平成３０年３月２３日条例第１３号

平成３０年７月１１日条例第２６号

（目的）

第１条　この条例は，特定ホテルの建築に関し必要な規制を行うことにより，市民の良好な生活環境を保持するとともに，青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「ホテル等」とは，旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第２項及び第３項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

２　この条例において「特定ホテル」とは，ホテル等のうち，専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであって，その構造及び設備が別表のいずれかに該当する施設をいう。

３　この条例において「建築」とは，次に掲げる行為をいう。

(1) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１３号に規定する建築

(2) 建築基準法第２条第１４号に規定する大規模の修繕

(3) 建築基準法第２条第１５号に規定する大規模の模様替

(4) 建築基準法第８７条第１項に規定する建築物の用途の変更

(5) 各客室の床面積又は客室総数の変更を伴う修繕又は模様替

（特定ホテル建築規制地域等）

第３条　次の各号に掲げる地域又は地区（以下「特定ホテル建築規制地域等」という。）においては，特定ホテルの建築をしてはならない。

(1) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する本市の用途地域のうち，商業地域以外の地域

(2) 都市計画法第８条第１項第２号に規定する本市の特別用途地区のうち，松山駅周辺特別業務地区

２　ホテル等の敷地が特定ホテル建築規制地域等の内外にわたる場合は，その敷地の全てを特定ホテル建築規制地域等とみなして，前項の規定を適用する。

（建築の申請等）

第４条　特定ホテル建築規制地域等にホテル等の建築をしようとする者は，建築基準法第６条第１項及び第６条の２第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請等（以下「建築確認申請等」という。）を行う前（第２条第３項第５号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては，当該修繕又は模様替に係る工事の着工の前）に，あらかじめ市長の同意を得なければならない。

２　前項の同意を得ようとする者は，規則で定めるところにより，市長に申請しなければならない。

３　市長は，前項の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査するとともに，松山市ホテル等建築審議会の意見を聴くものとする。

４　市長は，第２項の規定による申請に係るホテル等が特定ホテルであると認めるときは，第１項の同意をしてはならない。

（表示板の掲出）

第５条　前条第２項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は，当該申請をする前に，規則で定めるところにより，当該申請に係るホテル等の敷地内における公衆の見やすい場所に，表示板を掲出しなければならない。この場合において，当該表示板は，当該ホテル等の建築が完了するまでの間，掲出しておかなければならない。

２　申請者は，前項の表示板を掲出したときは，規則で定めるところにより，直ちに市長に届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第６条　申請者は，前条第１項の表示板を掲出した日から起算して１４日を経過した日以後に，その申請に係るホテル等の周辺の住民に対し，当該ホテル等の建築計画の内容について周知を図るための説明会を開催しなければならない。

２　申請者は，第４条第２項の規定による申請の際に前項の説明会の結果を書面により市長に報告しなければならない。

（完了届）

第７条　第４条第１項の規定による市長の同意を得た申請者は，当該同意に係るホテル等の建築が完了したときは，規則で定めるところにより，市長に届け出なければならない。

（指導及び勧告）

第８条　市長は，ホテル等の建築をしようとする者，工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は所有者（以下「建築主等」という。）に対し，この条例の施行に必要な限度において，当該ホテル等の建築に関し必要な措置をとるよう指導をすることができる。

２　市長は，前項の規定による指導をした場合において，なお必要な措置がとられていないと認めるときは，当該指導を受けた建築主等に対し，規則で定めるところにより，必要な措置をとることを勧告することができる。

（中止命令等）

第９条　市長は，前条第２項の規定による勧告を受けた建築主等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において，特に必要があると認めるときは，当該建築主等に対し，規則で定めるところにより，ホテル等の建築若しくは使用の中止を命じ，又は相当の期間を定めて，その勧告に係る措置をとることを命じることができる。

２　市長は，前項に規定する場合のほか，緊急の必要があると認めるときは，次に掲げる者に対し，規則で定めるところにより，当該ホテル等の建築若しくは使用の中止を命じ，又は相当の期間を定めて，当該ホテル等の建築に関する違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

(1) 第３条第１項又は第４条第１項の規定に違反してホテル等の建築をし，又は建築をしようとする者

(2) 虚偽の申請によりホテル等の建築をし，又は建築をしようとする者

（立入調査）

第１０条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，その職員にホテル等又はホテル等の敷地若しくは建築現場に立ち入り，必要な調査を行わせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告）

第１１条　市長は，建築主等に対し，ホテル等の構造及び設備に関し必要な事項について，報告を求めることができる。

（審議会の設置）

第１２条　第４条第１項の同意その他この条例の施行について必要な事項を調査審議する

ため，松山市ホテル等建築審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

２　審議会の委員は，松山市建築審査会条例（昭和４６年条例第１７号）第１条に規定する松山市建築審査会の委員をもって充てる。

３　市長は，特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは，審議会に臨時委員を置くことができる。

４　前３項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関し必要な事項は，松山市建築審査会の例による。

（規則への委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（罰則）

第１４条　次のいずれかに該当する者は，６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

(1) 第３条第１項又は第４条第１項の規定に違反したホテル等の建築に係る第９条の規定による市長の命令に違反した者

(2) 虚偽の申請によるホテル等の建築に係る第９条の規定による市長の命令に違反した者

２　第１０条第１項の規定による立入調査を拒み，妨げ，又は忌避した者は，２０万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第１５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して，同条の罰金刑を科する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は，この条例の施行の日以後に建築確認申請等（第２条第３項第５号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては，当該修繕又は模様替に係る工事の着工）がなされるホテル等の建築について適用する。

３　この条例の施行の際現に特定ホテル建築規制地域に存するホテル等で，特定ホテルに

該当すると認められるものについては，この条例の規定は，適用しない。ただし，この条例の施行の日以後に当該ホテル等の建築をしようとする場合は，この限りでない。

付　則（平成３０年３月２３日条例第１３号）

この条例は，平成３０年６月１５日から施行する。

付　則（平成３０年７月１１日条例第２６号）

（施行期日）

１　この条例は，平成３０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正後の松山市特定ホテル建築規制条例の規定（次項において「新条例」という。）は，この条例の施行の日以後に松山市特定ホテル建築規制条例第４条第１項に規定する建築確認申請等（同条例第２条第３項第５号に規定する修繕又は模様替をしようとする場合にあっては，当該修繕又は模様替に係る工事の着工）がなされる同条例第２条第１項に規定するホテル等（次項において「ホテル等」という。）の同条例第２条第３項に規定する建築（次項において「建築」という。）について適用する。

３　この条例の施行の際現に新条例第３条第１項第２号に規定する松山駅周辺特別業務地区に存するホテル等で，松山市特定ホテル建築規制条例第２条第２項に規定する特定ホテルに該当すると認められるものについては，新条例の規定は，適用しない。ただし，この条例の施行の日以後に当該ホテル等の建築をしようとする場合は，この限りでない。

別表（第２条関係）

1	利用客と従業員とが開放的に対面できるフロント，玄関帳場等（以下「フロント等」という。）の設備を有しない施設
2	利用客が共用玄関からフロント等，廊下，階段，昇降機その他の共用の施設を通って客室に入る構造を有しない施設
3	利用客が自由に利用できる食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの使用上有効な床面積が，次の表の左欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める数値に達しない施設

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">収容人員の区分</td><td colspan="2">床面積</td></tr>
<tr><td>食堂</td><td>ロビー</td></tr>
<tr><td>30人以下</td><td>30平方メートル</td><td>30平方メートル</td></tr>
<tr><td>31人から50人まで</td><td>40平方メートル</td><td>40平方メートル</td></tr>
<tr><td></td><td>51人以上</td><td>50平方メートル</td><td>50平方メートル</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">食堂及びロビーの付近に利用客用の男女別の便所を設けていない施設</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="3">1人用の客室（風呂場や玄関を含めた床面積が20平方メートル以下のものをいう。）の数が客室総数の3分の1未満である施設</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="3">ホテル等の形態，意匠，照明，屋外広告物等が周辺の生活環境と調和しない施設</td></tr>
</table>